

平成 21 年 4 月からの設立事業所の 減少に伴う掛金の一括徴収規定の変更について

財政再計算においては、別途積立金を取り崩しても発生する繰越不足金の「約11億円」について、本来ならば掛金率を引上げて解消することとなります。

しかしながら、現状での掛金引上げは困難であるため、去る2月25日開催の代議員会において、次のように承認されました。

- ① 平成 21 年 4 月以降の特別掛金率は据え置く。
- ② 不足金解消のため、未償却過去勤務債務の償却期間を延長する。

新旧規約対照表

新	旧
<p>(未償却過去勤務債務)</p> <p>附則第15条 脱退(廃業したこと又は倒産等により当該事業所の法第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。)の申出を行った設立事業所(以下「脱退事業所」という。)については、脱退月(脱退日が月の末日の場合は翌月)から基本標準掛金算定の際に決定された債務の償却期間(平成21年4月から18年)のうち未償却期間(以下「基本特別掛金未償却期間」という。)の基本特別掛金による収入現価相当額を、基本部分の未償却過去勤務債務とする。</p> <p>2 脱退事業所については、脱退月(脱退日が月の末日の場合は翌月)から加算標準掛金算定の際に決定された債務の償却期間(平成21年4月から15年)のうち未償却期間(以下「加算特別掛金未償却期間」という。)の加算特別掛金による収入現価相当額を、加算部分の未償却過去勤務債務とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>(掛金に関する経過措置)</p> <p>第2条 平成21年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。</p>	<p>(未償却過去勤務債務)</p> <p>附則第15条 脱退(廃業したこと又は倒産等により当該事業所の法第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。)の申出を行った設立事業所(以下「脱退事業所」という。)については、脱退月(脱退日が月の末日の場合は翌月)から基本標準掛金算定の際に決定された債務の償却期間(平成19年7月から16年9月)のうち未償却期間(以下「基本特別掛金未償却期間」という。)の基本特別掛金による収入現価相当額を、基本部分の未償却過去勤務債務とする。</p> <p>2 脱退事業所については、脱退月(脱退日が月の末日の場合は翌月)から加算標準掛金算定の際に決定された債務の償却期間(平成19年7月から16年9月)のうち未償却期間(以下「加算特別掛金未償却期間」という。)の加算特別掛金による収入現価相当額を、加算部分の未償却過去勤務債務とする。</p>

《ご参考》

基金規約附則(厚生年金保険法第138条第5項(H14.4.1施行))により定められています

基金規約附則 第16条(抜粋)	基金を脱退する事業所の事業主は、「脱退に係る特別掛金(未償却過去勤務債務・繰越不足金)」として、脱退日の前日までに基金に一括して納付しなければならない。
厚生年金保険法 第138条第5項 (抜粋)	基金の設立事業所が減少する場合において、他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、脱退事業所の事業主から掛金として一括徴収するものとする。